附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。ただし、第九十条の改正規定は、公布の日から施行する。

（音圧レベル校正器に係る経過措置）

第二条　この省令による改正前の計量法施行規則別表第四第七号ハの音圧レベル校正器は、平成四十四年十月三十一日までは、この省令による改正後の計量法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○経済産業省令第五十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則	第一章　総則
第一節　用語等（第一条・第二条）	第一節　用語等（第一条・第二条）
第二節　検定、変成器付電気計器検査及び装置検査	第二節　検定、変成器付電気計器検査及び装置検査
第一款　申請等（第三条―第五条）	第一款　申請等（第三条―第五条）
第二款　合格条件（第六条―第二十二条）	第二款　合格条件（第六条―第二十二条）
第三款　検定証印、合番号及び装置検査証印（第二十三条―第二十九条）	第三款　検定証印、合番号及び装置検査証印（第二十三条―第二十九条）
第三節　型式の承認	第三節　型式の承認
第一款　申請等（第三十条―第三十四条）	第一款　申請等（第三十条―第三十四条）
第二款　型式承認表示（第三十五条・第三十六条）	第二款　型式承認表示（第三十五条・第三十六条）
第四節　定期検査	第四節　定期検査
第一款　事前調査等（第三十七条―第四十二条）	第一款　事前調査等（第三十七条―第四十二条）
第二款　定期検査の合格条件（第四十三条―第四十七条）	第二款　定期検査の合格条件（第四十三条―第四十七条）
第三款　定期検査済証印等（第四十八条・第四十九条）	第三款　定期検査済証印等（第四十八条・第四十九条）
第五節　計量証明検査	第五節　計量証明検査
第一款　申請等（第五十条）	第一款　申請等（第五十条）
第二款　計量証明検査の合格条件（第五十一条―第五十五条）	第二款　計量証明検査の合格条件（第五十一条―第五十五条）
第三款　計量証明検査済証印等（第五十六条・第五十七条）	第三款　計量証明検査証印等（第五十六条・第五十七条）
第六節　計量士による検査	第六節　計量士による検査
第一款　定期検査に代わる計量士による検査（第五十八条―第六十一条）	第一款　定期検査に代わる計量士による検査（第五十八条―第六十一条）
第二款　計量証明検査に代わる計量士による検査（第六十二条・第六十三条）	第二款　計量証明検査に代わる計量士による検査（第六十二条・第六十三条）
第七節　特定計量器の立入検査等（第六十四条―第七十条）	第七節　特定計量器の立入検査等（第六十四条―第七十条）
第八節　雑則（第七十一条―第七十四条の三）	第八節　雑則（第七十一条―第七十四条の三）